

経済産業省本省 同時発表

2022年5月12日

ソフトウェアやデータなどの電磁的記録に関する JIS マーク表示制度の認証機関 第1号を登録しました。

本日(令和4年5月12日)、関東経済産業局長は、ソフトウェアやデータなどの電磁的記録に関する JIS マーク表示制度についての初めての認証機関として、一般財団法人日本品質保証機構(JQA)を登録しました。今後、ソフトウェア作成事業者が JQA による認証を受け、JISマークを表示することを通じて、ソフトウェアやデータの信頼性の向上に寄与することが期待されます。

1. 概要

JIS マーク表示制度は、事業者が、国により登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から認証を受け、自社の製品等が日本産業規格(JIS)に適合していることを示す表示として JIS マークを製品等に付すことができる制度です。

これまで、JISマーク表示制度の対象は、鉱工業品及びその加工技術だけでしたが、産業標準化法の改正(令和元年7月施行)により、ソフトウェアやデータなどの電磁的記録もその対象となりました。

今般、一般財団法人日本品質保証機構(JQA)から、関東経済産業局長に対して、電磁的記録に関する JIS X25051 に関する認証を行う旨の申請がありました。関東経済産業局による審査の結果、本日(令和4年5月12日)、電磁的記録に関する認証機関第1号として登録されました。

2. 登録された認証機関

(1) 認証機関名

一般財団法人日本品質保証機構(JQA)(法人番号 9010005016585)

(2) 認証を行う事務所

事務所名 : 一般財団法人日本品質保証機構 JIS認証事業部

所在地 : 東京都千代田区神田須田町1丁目25番地

(3) 認証の対象とする JIS

JIS X25051 システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQaRE)－既製ソフトウェア製品(RUSP)に対する品質要求事項及び試験に対する指示(量産化される既製ソフトウェア製品(RUSP Ready to Use Software Product)に関する品質要求事項について規定したもの)

※JIS については以下の検索ページを通じて閲覧することができます。

<https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html>

3. 期待される効果

今後、JQAは、RUSPのJISマーク認証に関する業務を開始することになります。RUSPの作成事業者は、JQA から認証を受けることによって、JIS に規定されている品質に適合していることを、RUSPに関する書面等に JIS マークとして表示することができるようになり、RUSP の信頼性の向上に資することが期待されます。

※JIS マーク表示制度について https://www.jisc.go.jp/newjis/cap_index.html

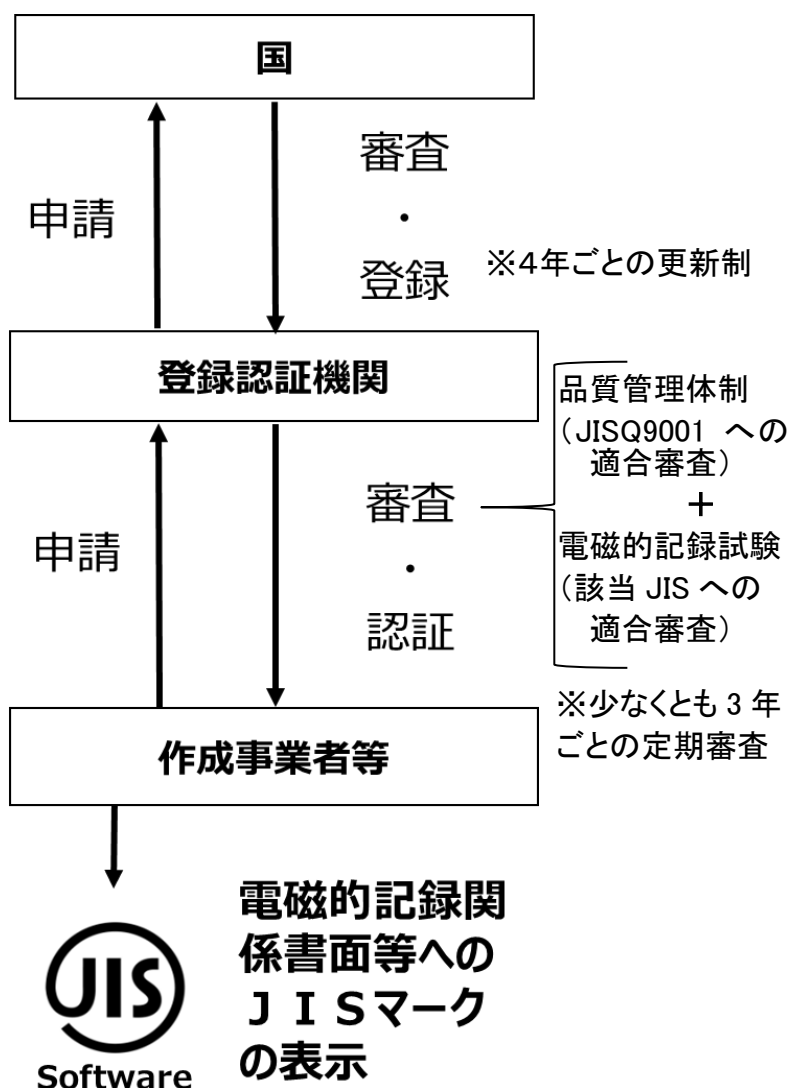


図 電磁的記録に関するJISマーク表示制度

<p>(本発表資料のお問合せ先) 産業技術環境局認証企画室長 齋藤 担当者: 関野、高澤 電話:03-3501-1511(内線 3441~6) 03-3501-9473(直通) 03-3501-7851(FAX)</p>	<p>(本発表資料のお問合せ先) 関東経済産業局 産業技術革新課長 幸物 担当者: 岡安、高村 電話:048-600-0289(直通) E-MAIL : kanto-jis@meti.go.jp</p>
--	---